

<最高裁判例⑨>昭和 60 年 4 月 23 日最高裁判所第三小法廷

日産自動車事件

テーマ	複数の労働組合がある場合、多数組合と優先して団体交渉を行うことは可能か。	
テキスト	労一 p.181	
出題実績	■	労一 2502A
ストーリー	乗用車製造会社 Y 社は、従来から工場の製造部門で昼夜 2 交替勤務体制及び計画残業と称する恒常的な時間外・休日勤務体制をとっていた。A 会社を合併した Y 社は、旧 A 工場の製造部門にも同様の体制をとった。 Y 社は、この勤務体制の実施に当たり、多数組合である B 組合とは事前に協議を重ねていたが、実施反対を主張している少数組合である X 組合に対しては何らの申入れもしていなかった。そして、Y 社は、B 組合の組合員にのみ交代勤務・残業を命じ、X 組合の組合員については昼間勤務にのみ従事させ、残業を一切命じなかった。 X 組合は、X 組合の組合員に残業を命じないことは B 組合の組合員と差別する不当労働行為であると主張して、訴えを提起した。 多数組合と協議を重ねているし、あなたたちは、そもそも提案に反対しているし。 弱小組合だからといって、差別的取り扱いをするな。  Y 社  X 組合 使用者は、各労働組合において中立的立場を保持しなければならない（複数組合主義）。(X 組合勝訴)	
判断	右のように、複数組合併存下にあつては、各組合はそれぞれ独自の存在意義を認められ、固有の団体交渉権及び労働協約締結権を保障されているものであるから、その当然の帰結として、使用者は、いずれの組合との関係においても誠実に団体交渉を行うべきことが義務づけられているものといわなければならない。また、単に団体交渉の場面に限らず、<u>すべての場面で使用者は各組合に対し、中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきものであり、各組合の性格、傾向や従来の運動路線のいかんによつて差別的な取扱いをすることは許されないものといわなければならない。</u> 〈用語〉 「複数組合主義」……少数組合に対しても独自の団体交渉権が保障されるとする考え方。	